

『新しい公民教科書』（自由社）市販本出版記念シンポジウム決議文

世界は現在、ヨーロッパ、中東、そして日本周辺を含むアジア、いずれにおいても、グローバリズムの限界と矛盾、戦争の危機に瀕しています。同時に、行き過ぎたリベリズムと自由と平等の拡大は、家族や共同体の価値を解体し、過剰なマイノリティ擁護の姿勢は、逆に社会の分断を招いています。

このような状況下、初等中等教育、特に中学校及び高等学校における公民教育の場において、家族、地域共同体、そして国民国家の重要性、それを支える立憲体制と社会道徳、そして、国家の安全保障と伝統に基づく文化防衛の意識を教育することが、ますます必要な事態を迎えています。

しかし、戦後の公民教育は、上記のような本来の公民教育の目指す価値観を軽んじ、家族や地域共同体、安全保障面での記述が極めて偏向もしくは欠如しています。

このことは、戦後日本が、進駐軍による徹底した統制下において、日本を弱体化するための憲法を押し付けられたことと無縁ではありません。この憲法成立過程も、改憲、護憲の立場以前に、教育の場で歴史の事実として教えられなければなりません。

公民教科書において満たすべき最低の条件は以下の4点であるはずであり、これなくして公民教育は成り立たず日本国の復興もあり得ません。

- 1, 公民教科書においては、家族、地域社会、国家に関する基本的な知識を教えるとともに、公共の精神、愛郷心、愛国心の重要性が明記されなければなりません。
- 2, 公民教科書においては、国家の重要な役割として、国防、インフラ整備、法秩序と社会秩序の維持、国民の権利の保障について明記されなければなりません。
- 3, 公民教科書においては、現日本国憲法の成立過程を明記し、現憲法が占領軍によって事実上強制されたことが明記されなければなりません。
- 4, 公民教科書においては、国際社会で日本国が生き延びるために、安全保障の現状と、国益の重要性が明記されなければなりません。

私たちは今後も、日本国の復興と、子供たちの未来を守るために、あるべき公民教育の実現のために尽力する決意です。

令和8（2026）年7月25日

新しい公民教科書市販本発売記念シンポジウム参加者一同